

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国組織再編税制～第三者割当増資

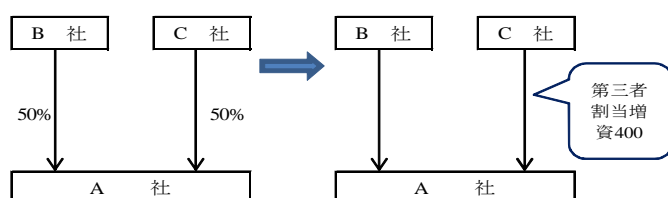
今回は、日本法人がその中国子会社の第三者割当増資を引き受けた場合の中国での会計・税務問題について説明します。

第三者割当増資スキーム

中国法人（A社）は、それぞれ日本法人（B社）およびその関係会社である日本法人（C社）が共同して設立した合弁会社です。このたび、A社はその事業拡大のため、B社およびC社に400の増資要請をしましたが、C社が増資資金を調達できず、B社が単独で増資することになりました。なお、増資決議の直前におけるA社資本金の額面は400であり、時価は1,200となっています。

現状

増資後



A社貸借対照表

(20××年×月末現在) 単位：百万

資産の部		負債の部	
流動資産	900	流動負債	300
固定資産	600	株主資本の部	
		資本金	400
		準備金・剰余金	800
合計	1,500	合計	1,500

会計・税務処理

(1) 日本法人B社について

B社は、その取得する中国A社の株式を取得時の時価をもって計上しなければなりません（法令119の1②）。時価より低い価額で取得する場合には、時価と取得価額の差額が受贈益として日本の法人税の課税対象とされます。

(2) 中国法人A社について

中国では、外国投資者に中国法人の株式を移転することにより、その法人が外資系企業となる場合には、資産評価機関が評価した合理的な価額に基づき取引をし、評価額より低い価額（時価の90%以下）で株式を移転してはなりません（商務部令(2009)6号第14条）。外国法人による第三者割当増資については、資産評価機関の評価は強制ではありませんが、合理的な価額で新株を発行しなければならないと解釈されます。A社が時価により新株を発行した場合の持株割合は下記の通り算出されます。

	現 状		増 資 後	
	持株割合	時価①	持株割合 (aまたはb/c)	時 価 (①+400B社分)
B社	50%	600	62.5%	1,000 a
C社	50%	600	37.5%	600 b
合計	100.0%	1,200	100.0%	1,600 c

また、会計上、B社が払い込む400は全額A社の株主資本に組み入れられます。その際、払込金額を資本金の額面と株式時価の比率で乗じた金額を資本金の増加額とし、資本金増加額を上回る払込金額は資本準備金として計上しなければなりません（企業会計準則応用指南）。つまり、400のうち、133.33（＝払込金額400×資本金額面400/株式時価1,200）を資本金に組み入れ、残りの266.67は資本準備金として計上されます。

お見逃しなく！

中国の法人（有限公司）が増資をする際には、株主総会を開催し、議決権のある発行済み株式総数の2/3以上の株主による同意が必要です。よって、時価より著しく低い価額による新株発行（有利発行）は、株主総会で否決される可能性が高いです。